

港区学童クラブ条例に基づく育成料について

港区学童クラブ育成料については、子育て世帯への経済的負担を考慮し、改定は行わず、令和7年度から令和9年度まで現行の金額のまま据え置きます。

1 経緯

区は、平成31年4月から、区民サービスを受ける方への負担の明確化、公平性の観点などから、港区学童クラブ事業における港区学童クラブ育成料（以下「育成料」といいます。）を導入しています。

育成料の金額については、原則3年毎に見直すとしており、今年度が導入6年目に当たるため、学童クラブに要する経費を再算定のうえ、金額の見直しを検討しました。

2 育成料の概要

(1) 導入時期 平成31年4月1日

(2) 金額 月額3,000円

※在籍期間が15日以下の場合、その月の育成料は、1,500円となります。

(3) 見直し 原則として3年毎

3 育成料の見直し

育成料は、学童クラブの利用時間から「児童館等の一般利用」及び「放課GO→」の利用時間を差し引いた時間に要する人件費を根拠に、児童1人当たりの月額経費の平均値を算定（直近3か年分、百円未満切捨）しています。

なお、学童クラブを担当する職員の勤務年数により人件費の変動が大きい直営学童クラブや、民営学童クラブのうち、年度間での人件費の差が倍以上となる施設については、算定結果が安定しないことから特異値として除外しています。

今回の算定では、直近3か年分（令和3年度から5年度まで）の学童クラブに要する人件費の児童1人当たりの月額経費は、平均3,586円（3,500円）となりました。

【算定結果】

令和3年度 令和4年度 令和5年度 児童1人当たりの月額平均（百円未満切捨）
(3,344 + 3,624 + 3,790) ÷ 3年 = 3,586 (3,500) 円

4 今後の育成料について

昨今の人件費の引き上げ等により、児童1人当たりの平均月額が500円増加しましたが、子育てに係る経済的な負担軽減を図るため、令和7年度から令和9年度までの育成料を現行の金額のまま据え置きます。

なお、今後の育成料の改定については、引き続き3年毎に金額を見直し、子育て世帯を取り巻く社会状況を踏まえながら、検討します。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月 保護者向け入会案内の配布による周知